

条件付き一般競争入札【総合評価落札方式（工事成績等簡易型）】

落札者決定基準

【工事概要及び入札参加資格】

1) 対象工事

工 事 名 下水道ストックマネジメント事業
大口ポンプ場改築（スクリーンかす設備外）工事

設計金額 999,831,000 円（税抜き）

工事概要 背面降下前面かき揚げ式除塵機 N=5 台、ベルトコンベヤ N=2 台、
揚砂ポンプ N=1 台、沈砂分離機 N=1 台

施工場所 松阪市 大口町 地内

工 期 契約の日から令和 11 年 3 月 16 日まで

2) 入札参加資格要件は、次のとおりとする。

- ① 地域条件は全国とする。
 - ② 機械器具設置工事の資格総合点数が市内業者は 750 点以上、準市内・県内・県外業者は 1,000 点以上の特定建設業許可業者であること。
 - ③ 過去 15 年間に官公庁発注工事において、機械設備（除塵機）の新設・増設及び更新工事を元請として履行した実績があること。
 - ④ 上記実績と同様の施工実績となる現場工事経験を有する監理技術者を、工場製作のみが行われている期間を除き、工事現場に専任で配置すること。
- ※ 詳細については、発注公告によるものとする。

【総合評価落札方式落札者決定基準】

1. 評価値の算定について

評価値は、価格以外の要素を数値化した技術評価点（標準点（100点）＋加算点（満点：30点））を入札価格で割って算出する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点（100点）＋加算点（満点30点））}}{\text{入札価格}} \times 10,000,000$$

※技術評価点は、標準点（100点は固定された点数）と加算点（「5. 価格以外の評価点（加算点）の配点について」により求められた点数）の合計点とする。

※評価値は小数第6位以下を切り捨て、小数第5位まで表示する。

【例】 入札価格 123,456,700 円

標準点 100 点 加算点 15 点

$$(100+15) \text{ 点} / 123,456,700 \text{ 円} \times 10,000,000 = 9.3150067\cdots \Rightarrow 9.31500$$

2. 落札者の決定方法

- ①本工事は、下記の「4. 入札価格について」により低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）・失格基準価格を算出し、調査基準価格未満の者がある場合には、該当者すべてに対して積算内訳書の審査を行う。この場合、同価格の入札者が複数あっても調査順を決定するくじ引きは行わない。
- ②設計金額（予定価格）を超えた者、失格基準価格未満の者、調査基準価格未満で積算内訳書の審査基準を満たさない者は失格とし、評価値の算出は行わない。
- ③評価値の高い者から順に落札候補者とする。また、評価値の最も高い者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。なお、くじ引きは辞退できない。
- ④当該案件に関係する者に対し、技術提案の内容に関する質問をするなど、不当な接触があった者については失格とし、評価を行いません。
- ⑤技術提案について、提案内容が酷似したものが複数の入札参加者から提出されるなど、提案内容について業者間で協議した、又は提案内容を第三者から提供されたと判断した場合、開札を行った上で、審査を一時中断して「松阪市談合情報対応マニュアル」に基づき対応するものとし、落札決定を保留するものとする。

3. 低入札価格調査について

- ①本工事について、入札参加者の入札した価格が、調査基準価格未満の入札価格となった場合に、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項に基づき落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施します。
- ②入札に参加しようとする者は、低入札価格調査対象者となった場合の契約締結の可否について、低入札価格契約事前調書（様式第 1 号）に必要事項を記載し、入札参加申請時に提出すること。なお、当該調書に記載した内容は、入札参加資格が決定した後は変更できないものとし、低入札価格調査を経て落札者となった場合においては、契約締結を辞退できないものとする。
- ③低入札価格調査を経た上で落札者となった者は、発注公告の入札条件に定める監理技術者等の技術者の配置に追加して、次項に定める要件による担当技術者を 1 人追加して専任で配置しなければならない。また、担当技術者は、契約締結時に配置するものとする。
（注）本文中の専任は、他の工事に係る職務との兼務を認めず、常時継続的に工事に係る職務にのみ従事することをいう。なお、営業所専任となる技術者は配置できない。
なお、担当技術者は、次の各号に掲げる条件によるものとする。
 - (1) 当該工事に対応する建設業法上の主任技術者となり得る資格（国家資格に限る。）を有すること。また、直接的雇用関係にあること。
 - (2) 工期途中での担当技術者の交代は、国土交通省策定の「監理技術者制度運用マニュアル」に定める監理技術者等の途中交代の規定を準用する。
 - (3) 担当技術者は、現場代理人を兼務することができる。
 - (4) 担当技術者については、CORINS 登録の技術者データとして登録しなければならない。
- ④低入札価格調査を経た上で契約を締結する場合は、次の各号に掲げる事項を適用するものとする。
 - (1) 契約保証金は、契約金額の 10 分の 3 以上とすること。
 - (2) 業種を問わず調査基準価格未満での契約は、手持ち工事 2 件を限度とすること。
 - (3) 当該工事の工事成績評定点が 60 点未満となった場合には、松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成 17 年松阪市告示第 150 号）による 1 か月間の指名停止となること。この場合において、同時に同要領別表第 1-2. に定める措置基準に該当する場合は、同要領第 7 条第 1 項の規定により期間の最も長いものを適用する。

4. 入札価格について

(1) 調査基準価格の算出

調査基準価格は、「最低制限価格制度の運用について（改正）」に基づき計算を行い、「最低制限価格」を「調査基準価格」と読み替える。

本工事の予定価格算出の基礎となる設計書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に定められた各費目の率を乗じて価格を算出する。（下表参照）

※ 調査基準価格の範囲は、予定価格の75%～92%の範囲とする。

業種区分	①	②	③	④
本工事 (下水関係の 機械器具設備)	機器費×0.907 +直接工事費×0.97	共通仮設費 ×0.9	(現場管理費 +設計技術費 +据付間接費)×0.9	一般管理費等 ×0.68

※1 直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

※2 スクラップ評価額は、直接工事費に含むものとする。

※3 調査基準価格は①から④の合計額（千円未満切り捨て）とする。

(2) 失格基準価格の算出

失格基準価格は、下表に記載した失格基準価格の算定方法により算定するものとする。

①	機器費×0.85+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.85+(現場管理費+設計技術費+据付間接費)×0.8+一般管理費等×0.55(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
②	予定価格×0.75(千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)

※1 直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

※2 スクラップ評価額は、直接工事費に含むものとする。

① > ② の場合 … ①を失格基準価格とする。

① ≤ ② の場合 … ②を失格基準価格とする。

※失格基準価格は、予定価格の10分の7.5以上の範囲とし、10分の7.5を下回るときは10分の7.5を乗じた金額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

(3) 積算内訳書の審査基準

設計内訳書に掲げる価格に乘じる率					
費目	機器費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 +設計技術費 +据付間接費	一般管理費等
本工事 (下水関係の 機械器具設備)	0.8	0.9	0.8	0.75	0.5

※1 直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

※2 スクラップ評価額は、直接工事費に含むものとする。

1. 積算内訳書の判断基準について

①入札書に添付された積算内訳書に基づき、当該審査を行うものとする。

②審査は、積算内訳書に記載された上記の表に示す各費目の価格が、発注者の工事設計書の設計内訳書に記載された金額に表中に定められた率を乗じた価格（1,000円未満切り捨て）以上であることを審査しその適否を審査する。

③積算内訳書に記載された数量が、発注者の明示する数量を満足していること。

④積算内訳書に記載された単価、金額等は整合が取れていること。(違算は認めない。ただし、金額に影響のない誤記はこの限りでない。)

⑤設計仕様に満足する品質、規格等を有することは前提とする。

2. その他

①審査の対象となった者は、調査に協力をしなければならない。

②入札書に記載された価格と積算内訳書に記載された価格は同額とし、異なる場合は無効とする。

5. 価格以外の評価点（加算点）の配点について

加算点は 30 点満点とし、下記の評価項目、評価内容、配点等に基づき評価を行い、その合計点を加算点とする。

■ 企業の能力

工事实績	品質マネジメント	労働安全衛生管理	災害時の事業継続力	誠実な行為
2 点	1 点	1 点	1 点	2 点

■ 技術者の能力

工事实績	女性又は若手技術者の配置	CPD 取組実績
2 点	2 点	2 点

■ 地域要件

地域精進度 (本店等所在地)	地域貢献度 (市内における工事实績)	地域貢献度 (防災協定)
1 点	2 点	1 点

■ 社会貢献度

男女共同参画活動実績	障がい者雇用実績	若者の採用・育成実績	建設キャリアアップシステムの導入
1 点	1 点	1 点	1 点

■ 技術提案

現場管理提案
9 点

① 工事实績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
工事实績 (実績評価点)	過去 5 年間に官公庁発注の同工種で 3 億円以上の工事を元請けとして履行した実績により評価する。 工事实績評価点算出式 $\text{工事实績評価点} = 2 \times \text{件数} / 3$ ※履行実績が 3 件以上の場合、工事实績評価点 = 2 点（満点）とする。なお、履行実績がない場合は、0 点とする。（小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで計上）	2 点

※評価資料 2 号様式により、上記の施工実績調書を提出すること。

※同工種とは機械器具設置工事で、履行実績の契約金額が 3 億円以上の工事とする。また、工事の履行実績等を確認するため、コリンズ竣工時工事カルテの写し等を提出すること。

※過去 5 年間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日に本工事の公告日までの期間を加えたものとし、この期間に工事が完了（完成認定を受けたもの）したものとする。

※ J V 工事の履行実績確認は、出資割合を契約金額に乗じて、規模の判断とする。

② 品質マネジメント評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証の有無により評価をする。(ISO9000S) ● 認証あり : 1.0 点 ● 認証なし : 0 点	1 点

※ISO9000S の認証があれば評価します。

※認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行います。

※認証されている事業活動と登録を受けている事業所（本社、工場、工事関係部署等）のわかる書類も添付するものとし、工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しません。

③ 労働安全衛生管理評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証の有無により評価をする。 ● 認証あり : 1.0 点 ● 認証なし : 0 点	1 点

※労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001、JISHA 方式適格 OSHMS）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証について評価します。

※認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認します。

※認証されている事業活動と登録を受けている事業所（本社、工場、工事関係部署等）のわかる書類も添付するものとし、工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しません。

④ 災害時の事業継続力評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
災害時の事業継続力	事業者において事業継続計画（BCP 等）に関する取り組みをしている場合に評価をする。 ● 計画策定済・公表あり : 1.0 点 ● 計画策定済・公表なし : 0.5 点 ● 計画策定なし : 0 点	1 点

※計画策定については、事業継続計画書等の写しの提出により確認を行います。

※公表の有無については、自社のホームページへの掲載など第三者が容易に内容の確認ができる状態を表す。

※公表をしている場合は、掲載されているホームページの写し等を提示すること。

⑤ インテグリティ評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
誠実な行為	松阪市で過去 10 年間に於いて、不正又は不誠実な行為等が無かったかの評価をする。 ● 実績なし : 2.0 点 ● 指名停止 : 0 点	2 点

※松阪市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領に基づく、過去 10 年間に於ける指名停止措置の有無により評価します。

⑥ 技術者工事実績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
技術者工事実績 (実績評価点)	過去 5 年間に官公庁発注の工事において、配置予定技術者が携わった同工種で 3 億円以上の工事実績により評価する。 配置予定技術者工事実績評価点算出式 工事実績評価点 = $2 \times \text{件数} / 2$ ※工事実績が 2 件以上の場合は、評価点を 2 点(満点)とする。なお、実績がない場合は、0 点とする。 (小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで計上)	2 点

※評価資料 2 号様式により、上記の施工実績調書を提出すること。

※同工種とは機械器具設置工事で、履行実績の契約金額が 3 億円以上の工事とする。また、工事の履行実績等を確認するため、コリンズ竣工時工事カルテの写し等を提出すること。

※JV 工事の履行実績確認は、出資割合を契約金額に乗じて、規模の判断とする。

※過去 5 年間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日に本工事の公告日までの期間を加えたものとし、この期間に工事が完了(完成認定を受けたもの)したものとする。

※配置予定技術者の資格確認のため、1 級国家資格証明書の写し及び監理技術者資格者証の写しを提出すること。また、3 か月恒常的な雇用状況を確認するため健康保険被保険者証等の写しの提出を求めることがある。

※現場代理人のみの実績及び低入札価格での契約となった場合の担当技術者については、評価を行わない。ただし、主任(監理)技術者の資格を有している期間に現場代理人として配置されていた工事は評価の対象とする。

※実績評価は、現在の企業に限定しない。

※複数の技術者で参加の場合は、合計点が最も低い技術者の点数が評価点となる。

※原則、落札後の配置予定技術者の変更は認めない。

※配置予定技術者の配置ができなくなったときは、本入札は無効とする。

⑦ 女性又は若手技術者の配置評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
女性又は若手技術者の配置	監理技術者又は現場代理人として、女性又は 39 歳以下の若手技術者の配置の有無で評価する。 ● 女性及び若手技術者の配置 : 2.0 点 ● 女性又は若手技術者の配置 : 1.0 点 ● 女性又は若手技術者の配置なし : 0 点	2 点

※女性技術者、入札公告日時点で 39 歳以下の若手技術者を監理技術者又は現場代理人として配置した場合に評価します。なお、現場代理人はこの工事に対応する主任技術者となりうる技術者を配置した場合に評価します。(資格のない者を現場代理人に配置した場合は評価しません。)

※上記技術者の資格確認のため、資格者証の写し及び入札公告日時点で常時雇用(3 か月以上)を確認できる健康保険証等の写しの提出により確認します。

※①監理技術者：女性、②監理技術者：39 歳以下、③現場代理人：女性、④現場代理人：39 歳以下 ①～④のうち、2 つ以上が該当する場合は 2 点、1 つが該当する場合は 1 点、該当しない場合は 0 点とします。なお、監理技術者と現場代理人を兼務した場合は一方しか評価しません。

※評価資料 2 号様式に複数の技術者を記載し、女性又は若手技術者以外の技術者が含まれている場合は、実際に上記技術者が配置されない可能性があるため評価しません。

※配置予定技術者の配置ができなくなったときは、本入札は無効とする。

※評価資料 3 号様式により、女性又は若手技術者の配置調書を提出すること。

⑧ CPD（継続学習制度）の取組実績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
CPD 取組実績	評価期間に認定された CPD 単位を年度ごとに換算した単位数の合計について評価する。 ● 推奨単位以上 : 2.0 点 ● 推奨単位の 1/2 以上 : 1.0 点 ● 上記以外 : 0 点	2 点

※現地施工の配置予定技術者が建設系 CPD 協議会加盟団体（建築関係業種については建築 CPD 運営会議の加盟団体を含む）で証明、認定された令和 5 年度から令和 8 年度（入札公告日まで）に取得した CPD 単位の取得状況により評価します。

※CPD 単位は、建設系 CPD 協議会加盟団体で証明、認定されたものに限ります。ただし、当該工事が建築関係業種の場合は、建築 CPD 運営会議の加盟団体を含みます。

※取得単位の評価は加盟団体のうちいずれか 1 団体の証明書等に限ります。ただし、相互承認を受けた CPD 単位は、申告する加盟団体以外であっても取得単位に含めることを可能とします。

※1 年間の推奨単位を設定していない団体の CPD 単位は、評価の対象としません。

※各年度の取得単位は、換算係数を乗じるものとします。(小数第 4 位以下切り捨て)

※換算係数は、令和 5 年度は 1/4、令和 6 年度は 1/2、令和 7 年度及び令和 8 年度は 1 とします。

※複数の技術者で参加の場合は、合計点が最も低い技術者の点数が評価点となる。

※取得単位の確認方法は、各団体が証明する CPD 単位が記載された受講証明書、学習履行証明書等とします。

※評価資料 4 号様式により、CPD 取組実績調書を提出すること。

⑨ 地域精通度（本店等所在地）評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
地域精通度 (本店等所在地)	入札者の所在地により評価をする。 ● 市内業者 : 1.0 点 ● 準市内業者 : 0.5 点 ● 上記以外 : 0 点	1 点

※入札者の所在地については、松阪市建設工事競争入札参加資格者登録規程第 7 条 2 項の所在区分とする。

⑩ 地域貢献度（市内における工事实績）評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
地域貢献度 (市内における工事实績)	過去 15 年間ににおける松阪市発注の機械器具設置工事の工事实績（契約金額 500 万円以上）により評価をする。 ● 工事实績 3 件以上 : 2.0 点 ● 工事实績 1～2 件 : 1.0 点 ● 工事实績なし : 0 点	2 点

※評価資料 5 号様式により、上記の施工実績調書を提出すること。

※工事の履行実績等を確認するため、コリンズ竣工時工事カルテの写し等を提出すること。

※過去 15 年間は、平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日に本工事の公告日までの期間を加えたものとし、この期間に工事が完了（完成認定を受けたもの）したものとする。

※ J V 工事の履行実績確認は、出資割合を契約金額に乗じて、規模の判断とする。

⑪ 地域貢献度（防災協定）評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
地域貢献度 (防災協定)	地方自治体等との防災協定の締結の有無により評価をする。 ● 防災協定点数の加点有 : 1.0 点 ● 防災協定点数の加点無 : 0 点	1 点

※防災協定とは、災害時の建設業者の防災活動等について定めた建設業者と国、特殊法人等又は地方公共団体との間の協定をいいます。

※経営事項審査の防災協定点数の加点の有無（加点がある場合は、防災協定を締結している）により評価します。

※最新の経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写しの提出により確認します。

⑫ 男女共同参画活動実績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
男女共同参画活動実績	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定の有無より評価をする。 ● 一般事業主行動計画策定あり : 1.0 点 ● 一般事業主行動計画策定なし : 0 点	1 点

※一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出済みであれば評価します。

※都道府県労働局に提出した一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の写し（受領印のあるもの）の提出により確認を行います。

⑬ 障がい者雇用実績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
障がい者雇用実績	障がい者雇用の有無により評価をする。 ● 法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している : 1.0 点 ● 法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない : 0 点	1 点

※障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている企業（40 人以上の事業主）は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより法定雇用率による法定雇用が達成されていることを確認します（身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が 0 人であること）。

※障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出してください（8 月 1 日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る）。

※上記以外の企業については、障害者手帳番号等の写しの提出により雇用を確認します。（併せて入札公告日時点で常時雇用(3 か月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出により確認します。）

⑭ 若者の採用・育成実績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
若者の採用・育成実績	ユースエール認定制度の認定の有無により評価をする。 ● 認定あり : 1.0 点 ● 認定なし : 0 点	1 点

※「ユースエール認定企業」の認定があれば評価します。

※認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出により確認を行います。

⑮ 建設キャリアアップシステムの導入評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
建設キャリアアップシステムの導入	建設キャリアアップシステムの導入の有無により評価をする。 ● 導入している : 1.0 点 ● 導入していない : 0 点	1 点

※建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場運用実績を確認します。

※登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」又は「事業者登録完了メール」の写し等及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真を提出により確認を行います。

⑯ 現場管理提案評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
現場管理の提案	評価資料 6 号様式 現場管理提案書に基づき、3 つの課題について提案を行うこと。作成は提案書 1 課題につき、文字の大きさは 11 ポイントとし、600 字以内で記載すること。 なお、提案内容の評価は、0 点から 9 点とする (注) 評価資料 6 号様式は、1 課題 600 字以内に収まるように指定しているので変更しないこと。 提案内容の評価点 ●現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている : 9.0 点 ●現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている : 7.0 点 ●少し工夫がある : 5.0 点 ●標準的な記載のみで普通である : 3.0 点 ●上記以外 : 0 点 ※評価者の平均点については、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までとする。	9 点

※評価資料 6 号様式により、現場管理提案書を提出すること。参考資料として写真、図面などにより課題提案書の内容を補完する場合、1 課題につき A3 用紙 1 枚（片面）まで添付できる。
 なお、評価については課題提案書に記載された内容で評価する。

※現場管理の提案については、原則として実際に工事施工において実行することが必要であり、実行をされない場合においては、契約不履行又は虚偽の記載として処分の対象となる。

6. 価格以外の評価結果の公表と疑義照会

価格以外の評価点は、当該入札案件の開札日から起算して 4 日前までに松阪市公式 HP に掲載し公表します。入札者は、公表された結果により自らの価格以外の評価点に疑義が生じたときは、公表の日から起算して 3 日以内に疑義照会ができるものとする。（評価資料 7 号様式）

7. 評価内容の担保とペナルティ

- ①「現場管理提案」の虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、契約の解除及び指名停止措置を講ずることができるものとする。
- ②「現場管理提案」に関する事項について、評価した内容が受注者の責により満たされない場合は、請負工事成績評定の減点などの措置を講ずるものとする。
- ③「現場管理提案」は、入札価格の範囲内で無理なく実現できる品質・安全性等の向上のための工夫であるものを基本とし、過度なコスト負担を要する内容を求めるものではない。
- ④「現場管理提案」において評価できない提案は以下のとおりです。
 - ・「努力する」、「目標とする」等の記述は、施工の有無がわからないため、具体的な提案とはみなさず、評価の対象となりません。
 - ・物理的、政策的に不可能な提案は評価の対象となりません。
 - ・過度の負担となる目的物の性能（オーバースペック）の提案、提案の効果が不明確なもの、他機関との協議が必要な提案についても評価の対象にはなりません。設計書・標準仕様書等に定められた内容は評価の対象にはなりません。
 - ・提案文章は書き方やまとめ方などの文章力を評価するのではなく、課題に対する目標を達成するための工夫、記載内容の具体性、記載内容の実施による効果等を評価するものであり、現場条件等を踏まえた記載がない、課題を理解していない、工夫が見られず効果が期待できない等の提案は評価の対象となりません。

8. 情報公開

情報公開請求があった場合の取扱いは、「松阪市情報公開条例及び松阪市情報公開条例施行規則、松阪市情報公開事務取扱要領」等によるものとする。なお、入札参加者から提出された加算点評価に関する資料は公表しないものとする。

9. 提出資料の留意事項

総合評価落札方式の一般競争入札公告に係る入札参加資格確認申請時に申請された提出資料の内容について、添付資料の確認・審査等の結果、申請内容と異なる評価を行う場合がある。この場合、下方評価はするが上方評価は行わない。確認・審査等は、提出資料のみで行うので、記載漏れや添付漏れがないように注意すること。また、参加申請締切り後においては、申請内容等の修正は認めない。